

第3期あきた文化振興ビジョンについて

令和4年7月21日
文化振興課

1 第3期ビジョンの位置付け

本ビジョンは、文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、中期的な視点から、今後3年間の本県の文化芸術振興に向けて、行政の関与のあり方や取組の方向性を明らかにし、文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開するために策定します。

また、本ビジョンは「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」を文化の観点から補完するとともに、本県の文化振興施策の全体像を示し、総合的に推進するものです。

さらに、「文化芸術基本法」(平成29年6月23日法律第73号)第7条の2で策定が努力義務とされている「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(地方文化芸術推進基本計画)」として、第3期ビジョンを位置付けます。

2 計画期間

本ビジョンは、令和4年度からスタートした県の総合計画である「新秋田元気創造プラン」の部門計画としての役割も有しており、同計画との整合性を図る観点から、期間を令和5年度から令和7年度までとし、各種施策を3年間で重点的に進めることにより、本県文化芸術の目指す姿を実現していきます。

4年目以降については、県の総合計画との整合性を図りながら、社会経済情勢の変化を踏まえた新たな文化振興ビジョンを策定していきます。

3 第3期ビジョンで対象とする文化の範囲

本ビジョンが対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
- (2) メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)
- (3) 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等)
- (4) 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
- (5) 生活文化等(茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等)
- (6) 文化財等(有形及び無形の文化財等)
- (7) 地域における文化芸術(伝統芸能・民俗芸能等) 等

4 本県の文化芸術を取り巻く状況

1 法律の制定等

(1) 文化芸術基本法の制定

平成 29 年（2017 年）6 月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法が制定されました。この改正により、施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者が創造性や能力を十分に発揮できるよう考慮するとともに、年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう環境の整備を図ることが規定されました。

また、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、関連する幅広い分野の施策の有機的な連携に配慮することが盛り込まれ、これまで以上に関係者が一体となった施策の推進が求められています。

(2) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定

令和 2 年（2020 年）6 月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。これにより、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するために必要な措置等が定められました。

(3) 文化財保護法の改正

平成 31 年（2019 年）4 月に文化財保護法の一部改正が施行され、地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を策定することができるようになりました。

また、令和 4 年（2022 年）4 月には、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用ができることになりました。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成 30 年（2018 年）6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。これにより、地方公共団体は、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国と連携して自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

2 人口減少と高齢化の進行

本県の人口は、平成 29 年（2017 年）に 100 万人を割り込み、令和 2 年国勢調査確定値では、約 96 万人となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和 27 年（2045 年）には約 60 万 2 千人になるとされており、特に 20 代から 50 代までの減少率がとりわけ大きくなっています。

また、人口の減少と同時に高齢化も進んでおり、60 代以上の割合は令和 2 年（2020 年）の 45.6%から令和 27 年（2045 年）には 57.6%まで上昇する見込みであり、文化芸術の担い手

の高齢化は更に進んでいくものと考えられます。

3 デジタル化の進展と感染症の流行

デジタル化の進展は、文化芸術分野にも大きな影響を与えており、文化施設利用者やイベント参加者等が求める情報は、インターネットを通じて容易に入手できるようになったほか、デジタル技術を活用したチケットレス、キャッシュレスといった環境も整備されてきています。

また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化イベントの中止や縮小、延期が相次ぎましたが、そのような中で、新しい生活様式の実践として、対面によらずに活動ができるインターネットを活用したオンライン配信などの取組が急速に拡大しています。

デジタル技術は、成果発表や鑑賞の機会を拡大する手段の一つとして、今後も定着・拡大していくことが見込まれるほか、新たな表現方法を生み出すツールとしても様々な活用の可能性が広がっていくと考えられます。

4 訪日外国人の増加

観光庁宿泊旅行統計調査によると、訪日外国人旅行者数は、令和元年（2019年）までは7年連続で過去最高を更新し、同年の訪日外国人旅行者数は3,188万人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、入国制限等の措置が講じられたことから、令和2年（2020年）2月以降は大きく減少しました。

コロナ禍で大きく減少したものの、地域経済の活性化を図る上で訪日外国人の存在は重要であり、アフターコロナの時代を見据えると、本県の文化に触れる機会を充実させることが訪日を促す1つの要因となると考えられます。

また、訪日外国人の存在を通して、県民が本県に対する理解を深め、地域の文化を見つめ直し、地域資源としての価値を再発見する契機にもなります。

5 県・市連携文化施設の整備

長年、県民に親しまれ、利用されてきた秋田県民会館は、平成30年（2018年）5月末に閉館し、令和4年（2022年）6月には新たに県・市連携の文化施設「あきた芸術劇場（ミルハス）」がオープンしました。

ミルハスには、日常的に文化芸術活動に触れ、参加できる環境を提供する役割とともに、公演等がない日にも訪れ、楽しめる魅力ある施設となることが期待されています。

5 第2期ビジョンの取組実績

県では、平成31年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）において、第2期ビジョンに基づいて次のとおり各種施策を推進してきました。

主な取組実績は別添資料のとおりです。

6 成果

- ・文化財の保護・継承については、令和3年（2021年）7月に北海道と北東北3県の共同提案による「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産として登録されました。また、「毛馬内の盆踊」（鹿角市）、「西馬音内の盆踊」（羽後町）を含む「風流踊」が、令和4年（2022年）のユネスコ政府間委員会で登録の可否が審査される見通しとなっているなど、本県の有形・無形文化財の価値が世界的に高く評価されていることから、観光を含む様々な面での波及効果が期待されます。
- ・県民の文化芸術活動においては、毎年9月から11月の3ヶ月間に文化事業を集中的に行う「あきた県民文化芸術祭」を平成27年度から継続的に開催することにより、県民の参加意欲を喚起することができました。
- ・「あきた文化交流発信センター（ふれあーるAKITA）」において、伝統芸能、音楽、舞踊・舞踏、文芸など多彩な分野にわたる文化事業を実施し、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、年間来場者数は減少したものの、県民が文化に触れる機会を途切れることなく提供することができました。
- ・文化活動発表の場、互いに競い合う場として、長い歴史を持つ「秋田県美術展覧会」や「青少年音楽コンクール」、「あきたの文芸」が継続して開催されることにより、文化活動の downstairs 支えとなっています。
- ・地域の文化資源を活かして県内の文化団体等が行う取組や民間事業者が行う大規模文化イベントの開催については、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、その多くが中止を余儀なくされたものの、無観客や感染対策を徹底して実施した事業もあり、困難な状況下でも一定の成果を収めることができました。
- ・文化活動を担う人材の育成については、「アーツアーツサポートプログラム」により、企画・運営に携わるディレクターやキュレーター、運営を補助するサポーター（ボランティア）の育成が継続的に行われており、次代を担う人材の育成が着実に進められています。
- ・県民からの大きな期待と注目が集まる中で、令和4年6月に「あきた芸術劇場（ミルハス）」がオープンし、9月のグランドオープン以降も多くのイベントが企画されています。県民の文化芸術への関心の高まりと、他の文化施設や事業への波及効果が期待されます。

7 課題

1 地域の伝統文化や文化財

本県の国指定重要無形民俗文化財の指定件数は17件を数え、男鹿のナマハゲを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」や、「角館祭りのやま行事」（仙北市）、「土崎神明社祭の曳山行事」（秋田市）、「花輪祭の屋台行事」（鹿角市）の3行事を含む「山・鉾・屋台行事」「大日堂舞楽」がユネスコ無形文化遺産に登録されているなど、国内外から高い評価を受けています。

一方で、人口減少とともに高齢化が進行し、後継者不足が深刻化するなど、その保存・振興が難しい状況にもあることから、地域住民だけに止まらない後継者育成への支援や用具修理を含む様々な経費への助成などにより、継続して文化財の保護・継承を進めていく必要があります。

2 文化芸術活動と鑑賞機会

活動資金が不足し、会員の高齢化や減少に悩む文化芸術団体がある中で、継続して活動していくことは、県民が文化芸術活動に参加し、鑑賞するための機会を提供するという面でも重要です。文化芸術活動における自立と支援、県民の参加、鑑賞機会の充実をバランス良く行っていくことが必要です。

3 文化資源を活かした地域づくり

2021年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、秋田ならではの文化を国内外にアピールし、観光誘客につなげていくため、イベントの開催を中心に様々な事業が行われてきました。

人口減少が続く中で、イベントの開催は交流・関係人口の拡大に繋がる側面もあり、地域の活性化にも有効であることから、今後も継続した取組が必要です。

4 あきた芸術劇場（ミルハス）の活用

令和4年6月にオープンしたあきた芸術劇場（ミルハス）は、多くの県民が文化芸術活動に触れ、参加できる環境を提供するとともに、公演等がない日にも訪れ楽しめる魅力ある施設となることが期待されています。

そのための取組として、ミルハスを利用して文化芸術活動を行う団体等への支援のほか、相乗効果を誘発するため、県内の各文化施設と連携した取組が必要です。

5 デジタル技術の活用

スマートフォンが急速に普及し、必要な情報が容易に入手できるようになっている中で、文化芸術分野におけるデジタル化への取組は遅れ気味です。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、感染症対策と文化芸術活動の両立が求められており、その解決策として、デジタル技術を活用したオンラインでの映像配信や動画投稿サイトの活用、デジタル・アーカイブの作成、VRコンテンツの開発等の対応が

求められています。

利用者等のニーズに合わせたデジタル化への取組は非常に重要であることから、文化芸術団体等が行うデジタル化への取組を積極的に後押しし、支援していく必要があります。

6 多様性の尊重

文化芸術活動においては、年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず誰もが等しく享受・創造する権利を持っています。多様な人々が行う文化芸術活動を推進することは、誰もが尊重され、地域の人々を強く結びつける共生社会を実現することにも繋がることから、その取組を継続して進めていくことが必要です。

8 第3期ビジョンの基本目標と基本方針

第3期ビジョンの基本目標と基本方針は、第2期ビジョンの基本目標と基本方針を踏まえつつ、「新秋田元気創造プラン」の目指す姿を基本として策定します。

第2期ビジョンの基本目標と基本方針、「新秋田元気創造プラン」の文化芸術に関連する項目は次のとおりです。

●第2期ビジョン

<基本目標>

「地域の文化力を高め、文化の力で秋田の元気を創造する」

<基本方針>

方針①	文化の継承と発展、創造に取り組む
方針②	文化活動の活発化と鑑賞機会の充実に取り組む
方針③	次代を担う後継者や若手クリエイターの育成を図る
方針④	地域の文化資源を活かして交流人口の拡大を図る

●新秋田元気創造プラン

重点戦略【戦略3 観光・交流戦略】	
目指す姿4 文化芸術の力による魅力ある地域の創生	
施策の方向性①	あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり
施策の方向性②	文化芸術活動の促進と次代を担う人材の確保・育成
施策の方向性③	文化芸術を通じた交流人口・関係人口の拡大
重点戦略【戦略6 教育・人づくり戦略】	
目指す姿1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	
施策の方向性①	地域に根ざしたキャリア教育の推進
目指す姿6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築	
施策の方向性②	良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用